

デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.168 November 2016

Contents

投資情報

商務部 加工貿易関連認可の廃止 2

税務情報

中国国家税務総局が事前確認管理の規範化に関する公告を公布
～デロイト中国発行「Tax Analysis」～ 4

中国における要員・人件費の生産性に関するベンチマーク調査&診断(無料) 2017 年度版のご案内 9

中国業務に関する主なお問合せ先 10

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味をしていますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

投資情報 商務部 加工貿易関連認可の廃止

2016年8月25日、中国商務部は税関総署と連名で公告2016年第45号(以下、“45号公告”と表記)を公布し、9月1日より商務部門による加工貿易業務の関連審査・認可を全国で廃止することを明らかにしました。これにより、これまでの加工貿易契約の審査・認可、加工貿易における保税輸入原材料や部品等または加工完成品の中国国内販売に対する商務主管部門の審査・認可が廃止され、以下の認可証(中国語「批准証」)も発行されないこととなります。

- ・「加工貿易業務批准証」
- ・「オンライン監督管理企業加工貿易業務批准証」(「オンライン監督管理企業」の中国語表現は「聯網監管企業」)
- ・「加工貿易保税輸入材料部品国内販売批准証」
- ・「加工貿易価格不設定設備批准証」(「価格不設定設備」の中国語表現は「不作価設備」)

同時に、保税監督管理区域も、以下批准証の発行を停止します。

- ・「輸出加工区加工貿易業務批准証」
- ・「輸出加工区深加工結転業務批准証」

また、45号公告を受けて、税関総署は2016年10月9日に「45号公告の執行における関連問題の公告」(税関総署2016年第56号、以下“56号公告”と表記)を公布しました。56号公告では、商務主管部門と保税監督管理区域による批准証がない前提で、税関において「加工貿易手帳」(中国語表現は「加工貿易手冊」とよばれる通関手帳の新規発行や変更手続きにおける変更等が明確化されました。

以下、45号公告の公布の背景、45号公告と56号公告の施行に伴う実務上の主な変更内容について解説します。

1. 45号公告の公布の背景

昨今、中国貿易収支は、輸出入ともに大幅に減少しています。これは輸入の4分の1、輸出の3分の1を占める加工貿易業務の落ち込みが大きな原因であると言われています。中国国内の労働賃金の上昇等により中国製造業のコストが上昇し、多くの外商投資製造企業は加工工場を含め、製造拠点をタイやマレーシア等の東南アジア諸国に移転しています。安い労働力などのコストメリットがない現在、加工貿易の持続的成長を如何に促すかという課題に対し、中国当局は融資提供の多様化、社会保険料の企業負担率の引下げ等、多方面に渡り改善策を打出しました。その改善策のひとつが、今回の45号公告による、加工貿易業務に関する商務主管部門等の審査・認可の廃止です。これにより企業の行政手続負担の大幅軽減が予想されます。

2013年に国務院は、広東省において3年間の期間限定で加工貿易業務に関する商務主管部門の審査・認可の廃止の試験導入を試験運用し、その成果、今回45号公告によりその管理モデルを全国展開する運びとなりました。

2. 56号公告による税関手続き

加工貿易は、加工業務を委託する海外企業から、原材料や加工用部品の全部または一部、場合により加工用機械設備を、無償または有償で支給されるのが一般的です。この場合の原材料や部品は加工を経て全て輸出されることが想定されますので、海外から支給されたものについては、通常、輸入時に関税や増値税を課税しないという保税扱いが認められますが、そのためには、税関に加工貿易契約の届出を行い、保税扱いを受ける原材料や部品、加工用機械設備の輸入・輸出管理に利用する加工貿易手帳を発行してもらう手続きが必要です。また、加工貿易契約内容に変更が生じた場合は、加工貿易手帳の変更手続も発生します。

45号公告施行以前は、税関で加工貿易手帳を発行してもらうためには、企業は商務主管部門に対して、経営状況及び生産能力の申告を行い、加工貿易契約書を提出し、その審査を受けて「加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明」(以下、“生産能力証明”と表記)と「加工貿易業務批准証」を発行してもらう必要がありました。

上記の「加工貿易業務批准証」の申請において、事前に申請用のシステムを導入し、そのシステム経由で審査の申請を行います。加工貿易契約の新規締結、変更、保税材料等の国内販売等の事項については、それぞれ申請しなければなりません。結果として、その都度、時間がかかり、企業にとって事務処理の負担が大きいほか、迅速な経営判断ができないとの問題がありました。

45号公告施行後は、商務主管部門からは「生産能力証明」のみの発行を受けることとなり、加工貿易契約の新規締結、変更、保税材料等の国内販売等の事項につき、商務主管部門の審査を受ける必要がなくなりました。

これを受けて、56号公告では、関連取り扱い事項は以下のように変更されました。

■ 加工貿易手帳について

- ① 税関手続において、2016年9月1日～2017年8月31日までを移行期間とする。
- ② 2016年9月1日前に発行された加工貿易手帳は、手帳有効期間内継続使用できる。2016年9月1日以降に加工貿易手帳の新規発行を申請する場合、9月1日以降に商務主管部門より発行された「生産能力証明」(以下、“新「生産能力証明」”と表記)を提出する必要がある。なお、商務主管部門の「加工貿易業務批准証」等は不要となる。また、新「生産能力証明」の提出が困難な場合、移行期間内の経過措置として、9月1日以前に発行されたもの(以下、“旧「生産能力証明」”と表記)と共に、商務主管部門による商品リスト(商品コード前4桁を含むもの)を代用できる。
- ③ 移行期間中に加工貿易手帳の変更を申請する際、それは加工品目の増加が原因で商品コード前4桁が変更されたことに起因したものであれば、企業は新「生産能力証明」、または旧「生産能力証明」と商務主管部門による商品リスト(商品コード前4桁を含むもの)を提出する必要があるが、その他の事由による変更においては旧「生産能力証明」を使用できる。
- ④ 保税監督管理区域内の企業では、保税監督管理区域管理委員会が発行する「生産能力証明」をもって加工貿易手帳の新規発行や変更手続を行う。
- ⑤ 加工貿易手帳の有効期限は原則として1年以内とされるが、主管税関の確認を得て、最大2年まで延長することが出来る。また、飛行機や船舶等大型設備の製造に係るものは、実際契約期間をもって加工貿易手帳の有効期限とする。
- ⑥ 電子加工貿易手帳の新規発行や変更も同じ規定による。
- ⑦ 禁止類・制限類商品¹に係る加工貿易手帳の新規発行や変更を申請する前に、商務部による認可を得る必要がある。

■ 保税材料等の国内販売について

加工貿易に係る輸入原材料や部品、加工製品、作業くず、余剰材料、不良品、副産物、被災保税貨物等が国内販売に際し、商務主管部門による批准証が不要となる。
また、従来通り、税関は国内販売の保税材料等に対して関税・増値税と共に、延滞利息を追徴する。

■ 「生産能力証明」の申請について

「生産能力証明」の申請のため、商務主管部門に経営状況及び生産能力を申告するが、申告内容に、輸入材料等の名称、輸出製品の名称、及びそれぞれのコードが追加された。
また、別途通達により、商務主管部門の管理上の利便性から、「生産能力証明」の有効期限は、従来の発行日より1年間から、翌年の1月31日までに統一された。

3. その他

45号公告では、海外企業から無償で支給される加工用設備に関する商務主管部門による批准証の発行、また、深加工(加工半製品等への委託追加加工)に関する保税監督管理区域による批准証の発行を取り止めると規定していますが、56号公告ではそれらに関する加工貿易手帳の新規発行手続き等に言及していません。よって、今後このような事象に関連する当局の動向に留意する必要があります。

¹ 禁止類・制限類商品とは、精銅鉱、生皮、衛星テレビ受取設備、精製油等のように、関連規定において企業資質や数量などに対して制限のある商品を指す。

税務情報

中国国家税務総局が事前確認管理の規範化に関する公告を公布 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

中国の国家税務総局(以下「税務総局」)は 2016 年 10 月 11 日付で「事前確認管理の規範化に関する公告」(国家税務総局公告 2016 年第 64 号:以下「64 号公告」または「当該公告」)を公布した。税務総局が 2016 年 6 月に「関連者間取引申告と同期資料と管理に関する公告」²(国家税務総局公告 2016 年第 42 号:以下「42 号公告」)を公布して以降、当該公告は「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発[2009]2 号:以下「2 号通達」)の関連内容に係る中国の特別納税調整税制でもう一つの重要な法規であり、中国事前確認制度の管理におけるマイルストーンでもある。当該公告は 2 号文の事前確認管理の関連内容を修正したものであり、2016 年 12 月 1 日に施行されることになり、2 号文第六章の事前確認管理に関する章は同時に廃止される。

事前確認は税務紛争を事前に解決し、税収の確実性を引き上げる有効な手段であり、特に二国間事前確認または多国間事前確認は異なる課税管轄権との税収紛争を事前に解決でき、二重課税を有効的に回避することができる。税源浸食と利益移転(以下「BEPS」)の行動 14「紛争解決メカニズムの効果的な実施」にて、事前確認における相互協議の効果性と効率性の向上が掲げられている。64 号公告は中国税務機関が税務実務において積極的に BEPS 行動を実行する上での一つの成果であり、中国税務機関の事前確認に対する前向きな態度、および管理制度の規範化に対する注目度の高さを示したものであり、さらに中国の税務機関の移転価格管理における技術水準と作業効率性の向上も体現しようとしたものである。

全体から見れば、当該公告は中国新たな税収管理の環境にて、申請資格、事前確認協議締結の手順、遡及適用期間、申請資料等の事前確認に関する事項に関する規定をさらに明確化、中国の将来的な事前確認管理へ大きな影響をもたらすことになる。

(1) 事前確認申請に関する変更点

当該公告によると、事前確認は通常、税務機関が企業に対して企業の申請意向を受け入れた旨を記載する「税務事項通知書」を送付した日が帰属する年度から直近の 3 年間にて、各年度における関連者間取引の金額が 4,000 万元以上の企業に適用される。

本規定から分かるのは、あらゆる企業が税務機関に事前確認の申請意向を提出することができるものの、通常、以下の条件を満たす企業が最終的には税務機関に事前確認協議を締結することになる。

- 税務機関は企業の申請意向を受け入れる
- 税務機関が「税務事項通知書」を送付した日が帰属する年度から直近の 3 年間にて、各年度における関連者間取引の金額が 4,000 万元以上である

2号文第六章の関連規定³と比べて、当該公告は関連者間取引の金額のみに条件を設けている。関連者間取引の金額は以前の法規と同じであるが、3年間の時間範囲を規定することで企業の継続経営と関連者間取引の連続性に注目し、実際には適用企業に高い要求を提示する。2号文にて規定のあった「法により関連申告の法定義務を履行すること」、さらには「規定に従って同期資料を準備、保存および提出すること」という二つの条件は実質的に取り消されておらず、つまり当該公告第6条によると、関連規定に基づいて関連申告をしていない場合、または同期資料を準備していない場合、税務機関は企業が提出した意向書を拒否することができることとされた。

その他、納税者が意向書を提出する場合または正式申請する場合、税務機関は優先して受理できる場合、または拒否できる場合について列挙する形で明確に記載している。詳細は下表のとおりである。

² 詳しい情報はこちら: http://www.blxqds.gov.cn/art/2016/10/18/art_3232_118586.html

³ 2号通達第六章四十八条、事前確認は通常次の条件をすべて満たす企業に適用される。1) 年度取引金額が 4000 万元以上 2) 法に従い関連申告義務を履行している 3) 規定により同期資料を準備、保存および提供している

優先受理ができる場合	意向書の拒否ができる場合
<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の関連申告および同期資料が完全で合理的であり、開示内容も十分である ■ 企業の納税信用等級が A 級である ■ 税務機関が企業に対して特別納税調査および調整を行い、かつ案件が終了している ■ 事前確認の実施期間が満了となって企業が更新を申請し、さらに事前確認に影響を与える事実と経営環境に実質的な変化が生じない ■ 企業の提出した申請資料が完備されたものであり、バリューチェーンおよびサプライチェーンに対する分析が完全かつ明確であり、コストセービングおよびマーケットプレミアムなどの地域性特殊要因を十分に考慮し、適用する価格設定原則および計算方法が合理的である ■ 企業が積極的に税務機関の事前確認協議の業務に協力する ■ 二国間あるいは多国間事前確認を申請する場合、事前確認にかかわる相手国の主管税務当局が強く交渉・締結を要望し、事前確認を重視している ■ その他事前確認の協議に有利である 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税務機関が既に企業に対して特別納税調整の立案調査、あるいはその他の税務案件調査を実施しており、かつその結論が出ていない場合 ■ 関連規定に基づいて年度関連業務往来報告表を記入・申告していない場合 ■ 関連規定に基づいて同期資料を準備、保存および提供していない場合 ■ 予備会談段階において税務機関と企業が合意に至らなかった場合
	正式申請の拒否ができる場合
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事前確認草案が採用する価格設定原則と算定方法が不合理で、かつ企業が協議および調整を拒否する ■ 企業が関連資料の提出を拒否する、あるいは提出した資料が税務機関の要求に合致せず、適時に修正または訂正を行わない場合 ■ 企業が税務機関による機能とリスクに関する現地インタビューの実施に協力しない場合 ■ その他事前確認に適さない状況がある場合

事前確認を通じて税収安定性の実現を望む企業がますます増えることが見込まれるため、事前確認の申請意向がある納税者は、如何に税務機関に申請が受け入れられ、優先して審査され、さらに申請の成功率を上げてもらうかが将来事前確認を申請する場合に重要な要素となる。実務では中国税務機関は事前確認申請を受理する場合、コストセービング、マーケットプレミアムなどの地域性の特殊優位性の定量分析に係る要求を提示し、また更にバリューチェーンあるいはサプライチェーンに対する分析に注目する。そのため、納税者は事前確認申請の実行可能性を改めて評価し、中国市場の経済要素および中国企業の多国籍企業グループのバリューチェーンにおける貢献がその利益率に対する影響について注目する必要もある。

(2) 締結過程にかかわる各級税務機関

事前確認は関与する国家税務主管当局の数により、一国間、二国間および多国間の 3 種類に分けられる。既存規定に基づき、64 号公告は異なる種類の事前確認にかかわる税務機関に対して、以下のとおり更に詳しく説明している。

事前確認の種類	複数の税務機関、または同時に国家および地方税務機関にかかわるか		
	関与なし	関与あり	
		申請段階	締結段階
一国	主管税務機関	税務総局およびその指定する税務機関に提出	国家税務総局が企業と一国のみの事前確認協議書を締結すること、指定の税務機関が企業と一国事前確認協議書を締結すること、さらには各主管税務機関が企業と個別に一国事前確認協議書を締結することも可能 ^注
二国間あるいは多国間	税務総局および主管税務機関	国家税務総局が統括	

注：一国のみの事前確認が同時に一つの省における二つまたは二つ以上の主管税務機関にかかわり、かつ国家税務局あるいは地方税務局のどちらかのみにかかわる場合、省の税務機関が統括する。

(3) 事前確認手続の変更点

当該公告は、「事前確認の協議および実施には通常、予備会談、意向の協議・締結、分析・評価、正式申請、協議・締結および実施監督の6つの段階がある」と記載する。2号文の関連規定⁴と比べて、当該公告は「審査・評価」を「分析・評価」に変更し、正式申請を分析・評価の後に調整する。

事前確認の実務操作にて、正式協議・締結段階の効率を高めるため、税務機関は分析・評価の手続段階を前倒しにした。当該公告は規範性文書で事前確認協議の実務手続を確認し、具体的な手続の要求を細分化する。手続の変化は企業の全面経営状況および関連者間取引状況を分析し、かつ事前確認申請草案における価格設定原則および計算方法の合理性を評価することは税務機関が企業の正式申請の提出を受け入れるか否かに対して、非常に重要であると十分に説明できる。

2号文と比べて、一国間、二国間および多国間事前確認における内容と手続の差異について、当該公告は一国のみ、二国間および多国間事前確認における予備会談申請および申請草案に含まれる内容につき、以下のとおりそれぞれ規定する。

手続	変更点
第一段階 予備会談	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国家税務総局、主管税務機関に『事前確認予備会談申請書』を提出する必要があると明確する ■ 企業が説明する必要な内容を増やす。例えば、市場状況の説明、コストセービング、マーケットプレミアム等の地域性の特殊優位性が存在するか否かの説明、国際二重課税にかかわるか否かおよびその説明
第二段階 意向の 協議・締結	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は税務機関に『事前確認協議意向書』を提出し、かつ事前確認申請草案を提出しなければならない ■ 事前確認申請草案の内容を増やす。例えば、適用年度、バリューチェーンあるいはサプライチェーンに対する分析、およびコストセービング、マーケットプレミアム等の地域性の特殊優位性についての考慮等
第三段階 分析・評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 分析・評価の一般原則は独立取引原則と明確する ■ 税務機関が分析・評価する内容を増やす。例えば、関連者間取引データ分析、バリューチェーン分析、貢献分析 ■ 税務機関は機能およびリスクに関して現場インタビューを行うことができると規定する
第四段階 正式申請	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税務機関は正式申請書を受け入れる・拒否する場合を明確する
第五段階 協議・締結	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一国事前確認草案を作成する税務機関を変更。すなわち、企業が一国のみの事前確認を申請する場合、国家税務総局に確認させる必要がなくなる ■ 事前確認協議書本文内容を増やす。例えば、事前確認協議書の継続申請、一国のみの事前確認の情報交換など ■ 二国間あるいは多国間事前確認が企業に通知する方式を変更。すなわち、国家税務総局は事前確認協議書を主管税務機関に転送してから、主管税務機関は企業に交付する ■ 事前確認追加納税(税金還付)に関する条項を追加する
第六段階 実施状況 の監督	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の事前確認実施状況に関する年度報告を提出する時間は納税年度終了後 5 カ月以内から 6 カ月以内に延長される ■ 電子版の年度報告の提出を要求する ■ 税務機関は実施期間における利益水準が四分位レンジ内にある監督を強化し、かつ企業が実質的な変化が生じた場合、資料の提出に関する規定を続ける

BEPS 行動 14 に基づき、BEPS の参加国はできる限り 24 カ月以内に相互協議案件を解決しなければならない⁵。二国間あるいは多国間事前確認締結の時間も同様に拘束されている。中国税務機関は正式締結段階の時間を短くし、効率を高めるために、事前確認の締結および実施手続の調整を通じて、意向の協議・締結といった関連準備作業を繰り上げる。これは BEPS 行動を中国において実践する上での方法である。

⁴ 2号文第六章第四十六条により、事前確認の協議・締結および実施には通常、予備会談、正式申請、審査・評価、協議、締結および実施の監督の6つの段階がある。

⁵ BEPS 行動 14「紛争解決メカニズムの効果的な実施」段落 18 を参照。

また、上述の締結および実施手続きにかかわる具体的な内容について、納税者は次の点について関心と注意を持つべきである。

- (i) **事前確認申請草案**:64号公告は、バリューチェーン分析、地域性の特殊優位性分析等の内容を明確にして、またバリューチェーン分析および地域性の特殊優位性分析を十分に考慮する企業が提出した申請を優先して受理することができる。
- (ii) **資料提出期限の延期規定**:64号公告は、2号文にて締結手続きの各段階にて提出する資料の期限要求を廃止、それに対する「事前確認正式申請書」の提出に関する延期規定も廃止される。しかし、事前確認の実施期間において企業に実質的な変化が生じた場合の延期報告の規定しか保留されない。税務機関は全体手続の進捗および時間を一層管理することになると見られる。企業としては事前確認の締結過程において事前に計画を作成し、日程管理および関連資料の準備に注意を払い、また税務機関と良好な交流を維持することにより、期限内に資料の未提出を回避することが可能である。
- (iii) **利益水準の監督**:事前確認の実施期間において、企業の実際の経営結果が事前確認の予測の価格あるいは利益のレンジから外れた場合、2号文は事前確認が確定された価格あるいは利益レンジ内に調整することが要求される。しかし、64号公告において、税務機関が利益率を四分位レンジの中央値まで調整できると明確化された。また、当該公告に基づき、企業の各年度における利益率の加重平均値が四分位レンジの中央値を下回り、かつ中央値まで調整しない場合、税務機関は継続申請を受理しないと規定されている。
実務において、事前確認実施期間における納税者の利益水準が継続的に中央値を下回るがために継続申請できない事例があった。64号公告の当該規定は中国税務機関が実務経験をまとめた結果である。企業は事前確認実施期間において、より厳格に関連者間取引における取引価格を管理する必要がある。各年度の利益水準が四分位レンジ内に収めるのみならず、事前確認実施期間全体において各年度の加重平均結果が中央値以上にならなくてはならない。下回る場合は継続申請ができない結果となる。
- (iv) **追加納税(税金還付)**:これまでの事前確認において税金還付の実例はほとんどないが、相互協議の場合、税金還付の可能性が確かに存在する。明確な規定がない場合、相互協議の結果による税金還付が必要になっても、企業は税金還付を獲得することが困難である。64号公告はこのような状況を明確にし、企業は事前確認によって税金還付を受けられる可能性がある。

(4) 事前確認適用年度および遡及期間の調整および明確

2号文における規定を基礎として、当該公告は事前確認の適用年度および遡及期間を調整して以下のとおり明確にした。

	2号文第六章	64号公告	主要変化
適用年度	企業が正式申請書を提出した年度の翌年度以降3年から5年の連続する年度における関連者間取引	企業の申請意向を受け入れた旨を記載する「税務事項通知書」を送付した日が帰属する年度から3年から5年の連続する年度における関連者間取引	開始年度は正式申請を提出した年度の翌年ではなく、税務機関が申請意向を受け入れた当年度
遡及期間	企業の申請年度あるいはそれ以前の年度の関連取引が、事前確認の適用年度と同じあるいは類似する場合、企業が申請し、税務機関の承認を得た上で、事前確認により決定された価格設定原則と計算方法を申請年度あるいはそれ以前の年度の関連取引の評価および調整に適用することができる。	企業の以前の年度の関連者間取引が事前確認の適用年度と同じあるいは類似する場合、企業が申請し、税務機関は事前確認により決定された価格設定原則と計算方法を以前の年度の当該関連者間取引の評価および調整に適用することができる。遡及期間は最長10年である。	以前の規定を継続し、かつ遡及期間は最長10年であることを明確にする。

当該公告は遡及期間を明確にした点において、BEPS 行動 14 の関連規定⁶と一致する。中国税務機関が事前確認の遡及適用をある程度受け入れたことは、特別納税調査更正の代替案とされることを示し、関連者間取引結果の確定性を高め、遵守コストを低下させ、税務機関と企業間の関係を緩和する意味において積極的な意義を持っている。

(5) 一国のみの事前確認の情報交換

BEPS 行動 5「透明性と実質的な要素を考慮、有害税制への対抗」は、有害税制への対抗実務として透明性の向上を初めてのタスクとするとしている。納税者に対する特定税収裁定に税務機関の間の強制・自発的な情報交換のフレームは透明度を高める最優ルートであり、そのうち、国を跨る一国のみの事前確認協議は納税者に対する 6 種の特定税収裁定の一種として情報交換も要求される。

上述の背景の下、当該公告は一国のみの事前確認の情報交換の内容を新たに増やし、国家安全にかかわる情報以外、国家税務総局は国際条約、協定、協議などの関連規定に従い、2016 年 4 月 1 日以降に締結した一国のみの事前確認の情報について他の国家(地区)の税務主管当局と交換する。当該情報の交換は移転価格同期資料の要求と関連し、特に、マスターファイルにグループの一国のみの事前確認状況の開示を要求し、それに関連する自発的な情報交換は税務機関の情報の利便性を提供する。BEPS 行動計画が主張したグローバルの税務環境の透明化と一致するものといえる。

(6) その他

1) 事前確認手続の一時停止、終了

当該公告は事前確認手続の一時停止、終了するケースについて、事前確認協議書の締結前、実施期間それぞれにて明確にした。例えば、申請企業が必要資料を提供しなかったり、虚偽あるいは不完全な資料をしたり、さらにはその他協力的でない状況があった場合に、税務機関は事前確認手続を一時停止、終了することができる。したがって、事前確認手続の一時停止、終了による可能な損失を避けるため、企業が関連する申請資料の準備にさらに慎重に行う必要がある。

2) 継続申請

当該公告は 2 号文の関連規定を続け、企業の各年度における利益率の加重平均値が四分位レンジの中央値を下回り、かつ中央値まで調整しない場合、税務機関は継続申請を受理しないという要求を新たに追加した。

3) 事前確認および特別納税調整

当該公告は事前確認の協議は、企業の事前確認の対象とならない年度および対象外の関連者間取引に対する税務機関の特別納税調査・調整と監督管理に影響を与えないと規定している。2 号文の第六章の関連規定 と比べて、当該公告は時間範囲および取引種類という二つの観点から影響を与えない特別納税調査・調整の範囲を限定させることを明確にして、あいまいな点を避けて、有効的に実施するとした。

(7) デロイト中国のコメント

当該公告は中国の移転価格管理の新しい指針となるものであり、中国税務機関の近年における事前確認分野での実務を総括するものでもある。当該公告は中国税務機関が移転価格を重視することを示すのみでなく、中国税務機関が積極的に中国事前確認を推し進め、納税者へのサービス水準を高める一貫的な主張を示したものといえる。当該公告は中国の事前確認管理の発展のための新たなマイルストーンであり、内容および考え方については中国経済の環境の特徴を十分に考慮した上で、先進国の税務機関の管理水準に近づけようとしたものである。これにより、中国の事前確認管理は積極的かつ効率的になると期待される。

実務経験から見れば、中国税務機関は事前確認申請の受理にますます慎重で、かつ厳格になっている。これは、中国税務機関の情報収集、業界研究といった審査におけるテクニカル水準が上がっていることを示す一方、中国税務機関の国際税務分野における地位および関与度合いが向上していることを現しているともいえる。当該公告と従来の規定の変化を比較すると、新たな締結手続の細分化、申請資料の要求、後期の実施期間の監督管理は中国税務機関の実務成果を踏まえた上で BEPS 行動計画の中国における実施を加速させるものと見られる。

⁶ BEPS 行動 14「紛争解決メカニズムの効果的な実施」段落 33「時間限定に従う前提の下で、適当な条件で事前確認の適用を過年度に遡及することを許される。」を参照。

中国における要員・人件費の生産性に関するベンチマーク調査&診断(無料) 2017年度版のご案内 —主催:デロイト コンサルティング(中国)—

的確な経営判断を行うには、広く情報を集め、分析することが不可欠です。しかしながら、これまで中国では要員・人件費の生産性に関する有用なベンチマークデータを入手することが難しいのが実情でした。また本社が海外子会社のデータを収集するのが難しいケースが多いです。

本調査は、経営判断に有益な中国における客観的な情報を提供することが可能です。また本社サイドで、本調査に中国の関係会社にご参加いただくことで、本社として中国の関連会社の人事関連情報を一括で取ることができます。市場水準との格差と各関連会社のデータを比較することで、本社として各社の分析を行うことが可能です。

今回の調査で入手するベンチマークの分析レポートは、要員・人件費のコスト管理に重要な役に立つことを確信しております。

中国・香港地域(台湾を除く)個社単位でのお申込みとなります。本調査を傘下の会社にもご展開いただけますと幸いです。

今回のサーベイでは以下のことが実現できます。

- ◆ 他社と比較した場合の自社の人的生産性のレベル・立ち位置を把握する。
- ◆ 直間比率など、人的生産性の向上に重要な KPI の他社情報を把握する。
- ◆ 自社の人的生産性指標の改善の方向性を探るためのインプットとする。

調査参加企業様のみを対象に、2017年2月頃に調査レポートを無料でご提供いたします。

※ 参加企業様からのアンケート回答結果に基づく集計データを、業種別、従業員規模別、売上高規模別、地域別等に分類・整理します(約 100 頁)。

■お申込み対象企業:

- ◆ 中国(含む香港)の法人
- ◆ 原則個社単位でのお申込みとなります。本調査を複数の法人がある場合は各法人にもご展開いただけますと幸いです。

■お申込み期間:2016年12月23日まで

■ご回答期間:2017年1月13日まで

■調査対象業種(※下記業界以外の企業様からの応募も可能です。)

- ◆ 自動車関連産業
- ◆ テクノロジー・メディア・通信関連業界
- ◆ コンシューマービジネス
- ◆ 金融業界

■申込方法:Web サイト(<https://hcbenchmark.sojump.com/jq/9526448.aspx>)よりお申込み下さい。

- ◆ 調査の言語は中国語と日本語になります。
- ◆ 申し込み完了後、弊社より回答方法をご案内いたします。
- ◆ 調査回答・ご提出は Web 上で完結します。
- ◆ 回答完了後、内容について個別にメールにて確認させていただく場合もございます。
- ◆ ご回答頂く内容は、SSL 暗号化通信により内容の保護を図っております。

■問合せ先 デロイト コンサルティング・ヒューマンキャピタル(組織・人事コンサルティング)グループ

中国語担当者:呼 健(コケン) 周 睿琪(シュウエイキ)

日本語・英語担当者:今野 靖秀(コンノヤスヒデ) 三田 祐規子(ミタクキコ)

TEL: +86-(0)10-8520-7833 E-mail: hcbenchmark@deloitte.com.cn

(電話受付時間:平日北京時間 10:00~12:00・13:00~16:00)

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛

監修: デロイトトーマツ合同会社 小林 信虹、西村 美香 デロイトトーマツ税理士法人 DT弁護士法人 鄭 林根

執筆協力: デロイト中国 板谷 圭一ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイトトーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
三浦 智志 / 中村 剛 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
福島 和宏

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 P.R.C
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

厦門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square, Apartment H-N
43-53A Av. do Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039
藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 粟野 清仁

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
三浦 智志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
中川 正行 / 松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: +86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 P.R.C
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: +86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: +86-25-5790 -8880/ Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: +86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346
E-mail chugoku@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC